

# 人権が尊重された 心豊かな地域社会の 実現に向けて

## 12月4日～10日は人権週間

昭和23年12月10日、国連総会で世界人権宣言が採択されたことを記念し、毎年12月10日を「人権デー」と定めています。法務省と全国人権擁護委員連合会では、人権デーを最終日とする一週間を「人権週間」とし、各種の人権啓発活動を行っています。

令和の時代が幕を開け、未来に向けて社会全体で人権問題に取り組もうとする気運が高まっています。しかし、いまだに、生命・身体の安全に関わる事象や不当な差別などの人権侵害が存在しています。

これらの問題を解決するため、引き続き一人ひとりの人権が尊重されるよう人権啓発活動を推進していきます。

長門市では、心豊かな地域社会が実現できるよう、10月に「新型コロナウイルス感染症の患者等の人権の擁護に関する条例」を制定しています。

### ■地域の身近な存在

#### 人権擁護委員

人権擁護委員は、法務大臣が委嘱した民間の人たちです。

#### ●人権擁護委員による人権相談

人権についての悩みや困りごととは、市役所で開設される特設人権相談所で人権擁護委員が相談に応じています。

人権相談を通じて、「人権を侵害された」という申告などがあった場合は、法務局職員と調査にあたり、当事者間の関係調

整を行うなどの円満な解決を図っています。

#### ●啓発活動

人権について関心を持ってもらえるように、街頭啓発や学校と連携した人権教室、人権の花運動など、さまざまな啓発活動も行っています。

#### ●各地区の人権擁護委員

◆長門地区◇深水一男、熊野恭子、笹原芳正◆三隅地区◇田中裕子、松野文雄◆日置地区◇中尾努、早川和子◆油谷地区◇西中正夫、中川美智子



人権の花運動 (向津具小)

### ■「誰か」のことじゃない。

#### 自分自身のこととして捉えて

法務省では、人権週間の啓発活動重点目標を「みんなで築こう人権の世紀」とし、次の17項目の強調事項を定めています。

- ◆女性の人権を守ろう
- ◆子どもの人権を守ろう
- ◆高齢者の人権を守ろう
- ◆障害を理由とする偏見や差別をなくそう
- ◆同和問題（部落差別）を解消しよう
- ◆アイヌの人々に対する偏見や差別をなくそう
- ◆外国人の人権を尊重しよう
- ◆HIV感染者等に対する偏見や差別をなくそう
- ◆ハンセン病患者・元患者・その家族に対する偏見や差別をなくそう

の家族に対する偏見や差別をなくそう

◆犯罪被害者とその家族の人権に配慮しよう

◆インターネットによる人権侵害をなくそう

◆刑を終えて出所した人に対する偏見や差別をなくそう

◆北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう

◆ホームレスに対する偏見や差別をなくそう

◆性的指向及び性自認を理由とする偏見や差別をなくそう

◆人身取引をなくそう

◆東日本大震災に起因する偏見や差別をなくそう

#### ■問い合わせ

市民活動推進課人権推進室

☎ 23-1299

### 悩んだときの相談は

人権を侵害されたと感じたときは、下記の窓口にご連絡してください。

#### 人権擁護委員への相談

相談日時など、市民活動推進課人権推進室へご連絡ください。  
Tel 0837-23-1299

#### 電話・インターネットでの相談

- 山口地方務局萩支局  
Tel 0838-22-0478
- みんなの人権110番  
さまざまな人権問題についての相談  
Tel 0570-003-110
- 子どもの人権110番  
いじめ、虐待など、子どもの人権問題に関する相談  
Tel 0120-007-110
- 女性の人権ホットライン  
女性をめぐるさまざまな人権問題についての相談  
Tel 0570-070-810
- 外国語人権相談ダイヤル  
日本語を自由に話すことができない方からの人権相談  
Tel 0570-090-911
- インターネット受付窓口  
相談フォームに内容等を入力して送信すると、後日最寄りの法務局からメール、電話または面談により回答  
<https://www.jinken.go.jp/>